

発行日 2026年2月1日

隣組回覧



「ようすなんでも相談所」開設のご案内

～毎日の暮らしの中でお悩みはありませんか？～

「いじめ・体罰」などに関する問題、家庭内における様々な問題、プライバシーに関する問題などの心配ごとに、人権擁護委員が丁寧に相談に応じます。

お気軽にご相談ください。なお、相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 2026年 2月17日(火)

午前10時～正午

※事前の予約が必要です

場所 須坂市人権交流センター

問合せ先
人権に関する総合相談窓口
須坂市人権交流センター
電話
026-245-0909

●他市町村の特設相談所でも相談ができます。

日 程	相 談 時 間	開 催 場 所
4日(水)	午後1時30分～3時30分	小布施町 北斎ホール
10日(火)	午後1時～4時	長野中央隣保館
16日(月)	午後1時～4時	長野市 豊野支所
19日(木)	午後1時30分～3時30分	高山村役場
20日(金)	午後1時～4時	長野市 篠ノ井交流センター

★下記のとおり電話での法務局相談も受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

みんなの人権 110番

0570-003-110

こどもの人権 110番(通話料無料) 0120-007-110

月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分



長野人権擁護委員協議会、長野・飯山地域人権啓発活動ネットワーク協議会

人権イメージキャラクター
Akenまもる君・Akumiあゆみちゃん

須坂市人権交流センターに「総合相談窓口」を開設しています。

月～金 午前9時～午後5時 (ただし 年末年始及び祝祭日は除く)

電話 026-245-0909

裏面の人権啓発コーナーをご覧ください。

ドメスティック・バイオレンス (DV)

親しい人からの暴力に苦しんでいる人がいる

配偶者や、恋人など親しい間柄にある（あった）パートナーから振るわれる家庭内暴力を「ドメスティック・バイオレンス (DV)」といいます。

親しい人から受ける暴力は、他人が関与しにくく、夫婦げんかとして軽視されてきました。被害者の多くが女性であり、泣き寝入りすることが多い問題でしたが、近年は、重大な人権侵害として認識が高まっています。

身体への暴力だけがDVではない

身体的暴力

- 殴る
- 蹴る



精神的暴力

- ののしる
- 無視する

経済的暴力

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

- 生活費を渡さない

性的暴力

- 性的行為の強要
- 避妊に協力しない

DVは許されません

もし暴力を受けた場合には、一人で悩まずに女性のための相談窓口や警察などに相談しましょう。

DVに関する相談窓口

ひとりで
悩まないで

長野県児童虐待・DV24時間ホットライン・ ☎026-219-2413

女性被害犯罪ダイヤルサポート 110 ····· ☎026-234-8110

長野県女性相談センター ··········· ☎026-235-5710

